

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

財産の処分価格については、地方自治法第237条第2項で、条例の定め又は議決がある場合等を除き、適正な対価で行うことが求められています。この規定をもとに、時価（鑑定による価格）による売却が困難な場合の規定を条例上で整備するため、この条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

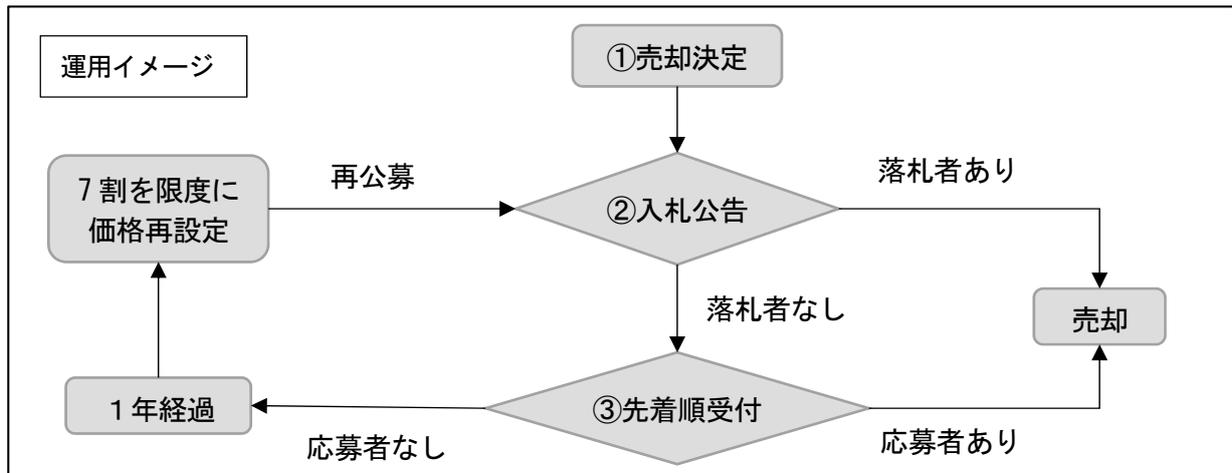
(1) 長期未売却物件（第3条第2項関係）

◇次の全てを満たすもの

- ①普通財産（不動産及びその従物に限る。）
- ②売払いに係る競争入札に付し入札者がいないとき。
（又は、入札者が予定価格を満たさない場合に、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定に基づき行う再度の入札でも落札者がいないとき。）
- ③その後同令167条の2第1項第8号の規定による随意契約を行うために契約を結ぶ者を募集したにもかかわらず、募集した日の翌日から起算して1年を経過しても申込みがないとき。



その競争入札のときの予定価格の10分の7以上の額を新たな予定価格とすることを可能にします。



〔施行日〕平成31年4月1日（現在先着順で随意契約を募集している案件にも適用させます。）

(2) 里道・水路等（第3条第1項第5号関係）

◇次の全てを満たすもの

- ①公用・公共用財産の用途廃止によって生じた普通財産
- ②狭小地、不整形地その他単独で利用することが困難な土地
- ③その隣接地の所有者に譲渡するとき
（道水路を介して隣接しており、当該土地との一体利用が可能と認められるものを含む。）
- ④譲渡の相手方が用途廃止に係る測量等の費用を負担している場合



時価よりも低い価額での譲渡を可能にします。

〔施行日〕平成31年7月1日